

審査表 E (小規模保育事業 A 型)

年 月 日

施設名 (所在地)		設置法人 (所在地)	
設置年月日		代表者名	

1 定員・職員配置・各面積及び設備基準

区分	定員		職員配置			保育室等面積基準		
	保育を必要 (2号・3号) (人)	合計 (人)	(必要数) (人)	適否	(必要面積) (㎡)	適否		
0歳		0		○	0.00	○		
1歳		0		○	0.00	○		
2歳		0		○	0.00	○		
合計	0	0	0	—	—	—		

	設置階
乳児室	
ほふく室	
保育室	専用・兼用
遊戯室	

《 園庭面積 》

確保面積 (㎡)	(必要面積) (㎡)	適否
0.00	0.00	○
設置場所	面積(㎡)	

設備等	設置の有無
調理設備	
便所	

《 保育室等面積 》

乳児室	面積 (内法・㎡)	受入可能 人数 (人)
		(0.0)
		(0.0)
		(0.0)

ほふく室	面積 (内法・㎡)	受入可能 人数 (人)
		(0.0)
		(0.0)
		(0.0)

2歳 保育室	面積 (内法・㎡)	受入可能 人数 (人)
		(0.0)
		(0.0)
		(0.0)
		(0.0)

遊戯室等	面積 (内法・㎡)	受入可能 人数 (人)
		(0.0)
		(0.0)

《 作成要領 》

1 「職種」には、以下を選択。以下以外の職種については手入力。

【必置】施設長、保育士、調理員、嘱託医、嘱託歯科医

【任意】主任保育士、栄養士、事務職員

2 「勤務形態」は、

常勤または非常勤を選択する（就業規則で定める所定労働時間で勤務する場合、「常勤」を選択。それ以外は「非常勤」を選択。）。

3 「雇用形態」は、

正規または非正規を選択する（正規の場合は、給与格付欄を記載）。

それ以外の場合は、摘要欄に雇用形態を記載する。

4 「各種資格取得年月日」のその他には、

調理師、栄養士、看護師等の資格の取得年月日を記載する。また、その資格名を摘要欄に記載する。

5 「摘要」には、

教育・保育に従事する職員の場合は、担当する園児（「1歳児」、「2歳児」等）を記入する。

今後、採用予定の場合は、「新規採用予定」と記載

《 記載例 》

番号	職種	氏名	勤務形態	雇用形態	採用年月日	各種資格取得日		給与格付	摘要 (その他資格、採用予定等)
						保育士	その他		
1	保育士	〇〇 〇〇	常勤	正規	S55.4.1	S55.3.10		5級10号	さくら組（3歳児）担任
2	保育士	△△ △△	常勤	正規					新規採用予定
3	調理員	△△ △△	常勤	正規	H23.4.1		H6.3.22	3級5号	調理師免許
4	栄養士	△△ △△	常勤	正規	H26.10.1		H24.3.30	1級3号	栄養士免許
5	嘱託医	□□ □□	非常勤	非正規	H27.4.1				□□医院
6	嘱託歯科医	●● ●●	常勤	非正規	H27.4.1				●●歯科

3 避難用設備等基準（保育室等を2階以上に設ける場合の要件）

区分	要件	適否
2階に設ける場合	「市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第34条（8）ア、イ、カの要件	
3階以上に設ける場合	「市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第34条（8）ア～クの要件	

「市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例」第12条第3項の要件		適否	
ア	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物、同号ロに該当するものを除く） ※ 保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物であること。		
イ	保育室等が設けられている以下の左欄に掲げる階に応じ、中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。		
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
ウ	前号に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。		
エ	調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。この号において同じ。）以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。		
	ア	スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。	
	イ	調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。	
オ	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。		
カ	保育室等その他園児が出入し、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。		
キ	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。		
ク	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。		